

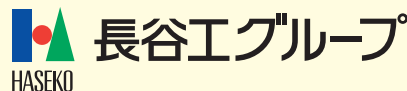
長谷工グループ CSR調達ガイドライン

<お取引先様向け解説資料> 2021年10月1日制定

長谷工グループは、サプライチェーン全体で社会的責任を果たすことを意識して、製品・資材・原料・労務などの調達活動を行うものとします。

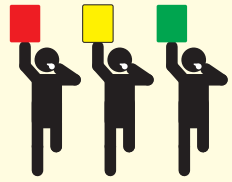
人権の尊重や環境への配慮など、様々な社会課題に対する企業の対応について、社会の関心が高まっています。長谷工グループにおいても社会的責任を自覚し、事業活動を通じて、よりよい社会環境づくりに貢献したいと考えています。本ガイドラインは、こうした状況を踏まえて、長谷工グループとして社会的責任を果たしていくために、グループ役職員が資材・労務などの調達活動において遵守すべき事項を定めたものです。しかし、長谷工グループだけで、こうした社会的責任を果たせるわけではありません。重要なパートナーであるお取引先の皆様に、本ガイドラインの内容をご理解いただき、皆様の事業活動においてもそれを遵守・励行いただきますようお願いいたします。皆様と一体となって社会の要請に応えていくことにより、末永く良好なパートナー関係を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

住まいと暮らしの
創造企業グループ



本資料に関するお問い合わせ先
長谷工コーポレーション
サステナビリティ推進部
Tel. 03-3456-2346

1. コンプライアンスの徹底



- 事業を行う国や地域における法令を遵守する。

【解説】

企業やその役職員は、社会の一員として、国内外の事業活動に関わる法令を理解し、遵守する必要があります。加えて、よき社会人として、倫理観に基づいた行動を心がけましょう。

2. 人権の尊重



- 事業に関わる全ての人の基本的人権を尊重する。
- 人種、国籍、出生、信条、宗教、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、障がいの有無等の理由による差別や個人の尊厳を傷つける行為を行わない。

【解説】

個人の基本的人権を尊重し、役職員や関係者の人権を守ることは企業活動の前提条件です。理由の如何を問わず、他人を差別したり個人の尊厳を傷つける行為をしてはいけません。個人の尊厳を傷つける行為の例としては、セクハラ、パワハラ、マタハラなど各種ハラスメントが挙げられます。

- 強制労働や児童労働などを排除する。

【解説】

「強制労働」とは、暴行、脅迫、監禁などにより精神又は身体を不当に拘束することによって、本人の意思に反して労働を強制することです。また、「児童労働」とは、15歳未満に労働をさせること、および18歳未満に危険で有害な労働をさせることです。現地法令だけでなく、児童労働に関するILO（国際労働機関）条約で、最低年齢が「義務教育終了年齢後、原則15歳」と定められていることを踏まえた対応が必要です。このほか、外国人労働者や外国人技能実習生の人権や労働条件についても、関係法令を踏まえた対応をお願いします。

- 労働者の結社の自由や団結権、団体交渉権、団体行動権を尊重する。

【解説】

労働組合などを結成する自由を尊重し、労働組合などに加入する労働者の権利を尊重する必要があります。同時にこのような活動に参加しない労働者の権利も尊重する必要があります。

- 賃金の支払いについては、法定最低賃金を遵守する。

【解説】

「法定最低賃金」とは、所在国における法令で定められた最低の賃金を指します。法定最低賃金とは別に、最低限の生活水準の維持に必要な「生活賃金」にも配慮することが望まれます。

- 労働時間、休日、休憩の付与を適切に行う。

【解説】

関係法令の遵守に加え、労働者の心身の健康に配慮することが望まれます。

3.公正な事業活動



- 公正な取引の推進を目的とした独占禁止法を尊重し、競争を制限する行為や優越的地位の濫用等の不正な行為を行わない。

【解説】

「独占禁止法」とは、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするための法律です。

「競争を制限する行為」には、同業他社との間で、販売価格・販売量・販売地域などについて申し合わせを行うこと(カルテル)や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行うこと(入札談合)が該当します。

「優越的地位の濫用」とは、自社が購入者や委託者という強い立場であることを利用して、仕入れ先などの取引条件を一方的に決定・変更することや、不合理な要求や義務を課すことです。

- 公務員、またはこれに準ずる者に対して、不当な利益供与を行わない。
- 反社会的勢力から不当要求を受けた場合はこれを拒絶し、関係する企業との取引等も行わない。
また理由の如何を問わず、反社会的勢力を利用しない。
- 不正があった場合の社内通報の仕組みを構築し、通報者の匿名性を確保する。

【解説】

「社内通報の仕組み」とは、自社の違法行為を発見した従業員などから通報を受け付ける窓口を設置し、通報者の保護を図りながら、適切な調査や是正、再発防止策などを行う企業内の仕組みをいいます。

※「公益通報者保護法」により、従業員300人超の企業については、このような仕組みの構築が義務付けられています。従業員300人以下の企業においても、問題が大きくなる前に自社の違法行為を発見・解決するためには、このような仕組みを構築して、組織の自浄作用を高めることが望まれます。仕組みを構築することが難しい場合でも、上司などに相談しやすい、風通しが良く、透明性の高い職場づくりに努めましょう。

また、通報者の所属・氏名などが職場内で漏れることは、通報者にとって重大な不利益となりますので、通報者の匿名性の確保に配慮が必要です。

- 知的財産を不正に使用しない。

【解説】

知的財産には、法令で定められた特許権などを含む知的財産権に加え、業務上知り得た営業秘密や技術上のノウハウなどを含みます。第三者の知的財産の無断利用は知的財産の侵害にあたります。

4.安全衛生の確保

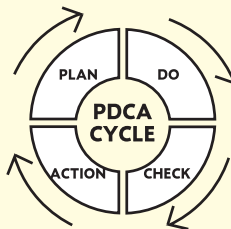


- お客様や周辺地域の方など事業に関わるすべての人の安全衛生を確保する。
- 建設現場やその周辺における安全管理を徹底し、労働災害の防止を図る。
- 人命尊重を最優先し、安全で良好な労働環境の整備に努める。

【解説】

長谷工グループは、健康経営の実践、周知啓蒙やお取引先の健康経営の支援にも取り組んでいます。お取引先の皆様にも健康経営の実践に努めていただくとともに、お悩み事などありましたら適宜ご相談ください。

5.品質の確保



- お客様に満足いただく品質を確保するための管理体制を構築し、品質の向上を図る。

【解説】

品質、安全に関する関係法令の遵守、徹底はもとより、開発から製造、販売、サービスに至る各業務プロセスで担当部門が責任を持って、安全性とすぐれた品質の確保に努めることが必要です。万一、問題がありうると判断した際には、関係部門に迅速かつ正確に報告し、問題の解決と防止に努めます。

6.環境への配慮



- 地球温暖化防止、循環型社会の形成、生物多様性の保全等に配慮し、地球環境の保護、並びに改善を常に意識して行動する。
- 省エネルギー、省資源、CO2排出量削減に努める。
- 環境関連法令を遵守し、有害物質・廃棄物を適正に管理・処理する。

【解説】

「地球温暖化防止」:企業には世界的な地球温暖化を引き起こす要因である温室効果ガスの排出削減への取り組みが求められています。脱炭素社会の実現にはサプライチェーン全体の連携が必要です。

「循環型社会」:大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。廃棄物を抑制し、できるだけ資源として適正に利用し(3R=Reduce、Reuse、Recycle)、どうしても利用できないものは適正に処分することにより実現される「環境への負荷が低減された社会」のことです。

「生物多様性保全」:地球上の生命には多様な姿の生物が含まれ、この生きものたちの命のつながりを「生物多様性」と呼んでいます。経済活動に伴う環境破壊が原因で生物多様性の損失が急速に進行しており、それは、人類が生物多様性から受けている恩恵を、自ら失うことでもあります。その損失を重大な社会課題と認識し、サプライチェーン全体を通じた事業活動において、生物多様性の保全や再生に向けた取り組みを推進し、自然と共生する社会の実現を目指します。

7.適切な情報の開示



- お客様や社会に対して、必要な情報を適時・適切な方法で開示する。

【解説】

関係法令に基づく企業情報の開示はもちろん、お客様をはじめとしたステークホルダーからの開示要求についても自主的、かつ適時に開示することが必要です。

8.情報セキュリティの徹底



- 個人情報、機密情報の漏洩防止の為、管理体制を構築する。

【解説】

業務上知り得た機密情報や個人情報を、外部に漏洩させてはいけません。そのためにも社内の管理体制(機密情報を扱う際や個人データ取り扱いに関わるルールの整備)を構築しましょう。万が一、情報漏洩が起こってしまった場合は、すぐに報告し、被害を最小限に抑えることが重要です。情報の取り扱いには十分気を付けましょう。

9.社会貢献



- 事業を行う国や地域の文化や習慣を尊重し、住まいと暮らしにかかわる幅広い事業を通じて、持続可能な社会の実現に貢献する。

【解説】

私たちの住まいと暮らしに関わる事業は、地域社会と共にあることを認識し、周辺地域への配慮や協力などに努め、持続可能な社会の実現に貢献しましょう。

10.BCPの構築



- 災害や予測不能な事態に備えたリスク管理体制の確立に努める。

【解説】

BCP(Business continuity plan 事業継続計画)とは、自然災害などの緊急事態に遭遇した場合に備え、平常時から、万一の場合に事業の継続や早期復旧を可能とするための準備をしておくことです。大規模な自然災害や予測不能な事態に備え、適切な準備を行い、いち早く企業活動を再開することがお客様や社会にとって重要です。